

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 1 7 号)

平 成 25年 8月 12日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定に係る非公開部分のうち、昭和57年(ハ)第21号土地所有権確認請求事件、訴訟参加して解決した文書(和解調書、議会に報告した文書)については保有しているとは認められないため、実施機関の判断どおりとする。

第2 異議申立ての経過

1 公開請求

平成24年10月9日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の公文書の公開を請求した。

- ① 昭和57年(ハ)第21号土地所有権確認請求事件、訴訟参加して解決した文書(和解調書、議会に報告した文書)
- ② 特定地番の登記に関する文書

2 実施機関の決定

平成24年10月24日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として「①昭和57年(ハ)第21号土地所有権確認請求事件、訴訟参加して解決した文書(和解調書、議会に報告した文書)、②特定地番の登記に関する文書」(以下「本件公文書」という。)を特定のうえ、その一部を非公開とする部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公文書の公開をしない理由を次のように付して異議申立人に通知した。

(1) 公文書不存在

①昭和57年(ハ)第21号土地所有権確認請求事件、訴訟参加して解決した文書(和解調書、議会に報告した文書)(以下「本件非公開情報1」という。)については、当該公文書を保有していないため。

(2) 条例第7条第1号に該当する。

②特定地番の登記に関する文書のうち、個人の生年月日(以下「本件非公開情報2」という。)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

(3) 条例第7条第2号に該当する。

②特定地番の登記に関する文書のうち、法人の印影(以下「本件非公開情報3」という。)については、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるため。

3 異議申立て

平成24年11月19日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

昭和57年(ハ)第21号土地所有権確認請求事件、訴訟参加して解決した文書(和解調書、議事に報告した文書等)を公開せよというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容、並びに異議申立人の意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 大津市が訴訟参加(原告)しての和解文書は保有しているはずである。
- 2 昭和57年(ハ)第21号土地所有権確認請求事件は、原告と被告の争いであったが、被告の『昭和49年6月に本件土地を含む境内地を大津市に寄附し、これが採納されて市道に認定された』を受けて、大津市が『昭和38年の所有権取得』を主張して当事者参加したものである。争うまでもなく被告と大津市は係争地の所有権を原告と認め、昭和59年9月11日、被告が係争地を含む原告所有の保安林を購入することで和解、即ち当事者参加人大津市の所有権を認めない和解が成立したのである。

その後の昭和60年3月1日、被告は購入した保安林から係争地を分筆して大津市に寄附したが、大津市は被告から『昭和38年4月1日』に寄附を受けたとする承諾書をうけ、嘱託登記を行ったのである。そして寄附原因昭和38年の登記簿謄本をもって、市会議員等に『大津市の主張が認められた』と報告したのである。

時は過ぎ平成14年2月、大津市は係争地等の保安林解除申請にあたり、特定地番の登記の全部事項証明書を添付して、この土地は『昭和38年に寄附を受けた』と当該申請に使用したのである。
- 3 判決文及び和解調書は永久保存であり、訴訟の取下げは和解成立後の事務に過ぎない。
- 4 大津市路政課副参事は、和解条件である被告が原告から購入する金額を記載した文書が存在することを異議申立人に漏らしており、その文書こそが本件公開すべき公文書(一部)である。
- 5 昭和58年6月議会の議案73号とは、大津市が原告から市道法面の買収議案である。これについて共産党市議会議員は、『円満解決が条件の法面買収だが、原告は被告との訴訟を取下げしたか否か』と詰問している。問題はこの時に詰問した『訴訟取下げ』が、本件大津市の『訴訟取下げ』主張の源である。
- 6 和解や判決文は当然永久保存であり、所有権を失っているのにも関わらず、それが1回も議会関係で審議されていない。
- 7 公文書公開を求めている人が、その文書を持っているか、持っていないかというのは何の関係もないことである。
- 8 訴訟に参加する時には議会を通っているのに、(訴訟が)終わった後の話が、取下げたから何ともありませんというのは要領を得ない。大津市がその土地の所有権を主張して訴訟参加し、その結果、所有権をなくしたことは事実である。
- 9 平成6年1月付滋賀県からの通知を踏まえた大津市の報告と、大津市の説明は相違する。大津市は説明書で、原告と被告とで和解が成立したことから訴訟の取下げをしたと傍観者を装うが、まず原告と被告の和解に大津市は含まれず、大津市は和解成立後に訴訟の取下げをしたはずで

ある。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 昭和57年(ハ)第21号土地所有権確認請求事件は、原告と被告で争った裁判であり、大津市は参加人として途中から訴訟参加を行い、最終、原告と被告で和解が成立したことから、大津市は訴訟の取下げを行った。
- 2 和解調書については、路政課執務室等をくまなく調査したが、所在は明らかにならなかった。
- 3 訴訟の取下げについては、議決を求める案件ではないので、答弁書は存在しない。
- 4 和解調書は、原告と被告で保有しており、仮に市が保有していたとしても、原告であった異議申立人が所有している和解調書を市が隠す理由は全くない。
- 5 今回、訴訟の取下げに係る議会の答弁等についても調査をしたが、そのような文書は見当たらなかった。
- 6 請求対象である公文書については、公開請求時に異議申立人と何度も確認をしている。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、「昭和57年(ハ)第21号土地所有権確認請求事件、訴訟参加して解決した文書(和解調書、議会に報告した文書)」である。異議申立人は、大津市が当事者参加した裁判の和解調書は永久保存の文書であり、保有しているはずだと主張する。これに対して実施機関は、大津市は当該裁判に参加人として途中から訴訟参加を行ったが、他の当事者間で和解が成立したため、当該訴訟の取下げをしており、和解調書は存在しないとしている。また、実施機関の説明によれば、訴訟の取下げについては、議決を求める案件ではなく、答弁書等議会に報告した文書は存在しないとしている。和解調書及び議会に報告した文書については、路政課執務室等をくまなく調査したが所在は明らかにならなかったとしている。

実施機関は、本件異議申立てに関係する公文書で、現に保有しているものとして、「市道大517号訴訟関係書類」と題する簿冊を当審査会に対して提示した。

当審査会では、異議申立人、実施機関双方の主張を検討したうえ、関係簿冊の調査及び審議を行った。

- 2 公文書の存否について

昭和57年(ハ)第21号土地所有権確認請求事件に対し、大津市は昭和58年に独立当事者参加し、その後、他の当事者間で昭和59年9月11日に和解が成立したが、和解には大津市は入っておらず、昭和60年3月18日に大津市は取下げをしている。審査会において関係簿冊の中で和解に係るものを閲覧したが、関係当事者から示された資料の中に和解を示すものは認めら

れたものの、和解調書については見つからなかった。実施機関による説明の状況と、当審査会が確認した状況とを合わせると、和解調書そのものが大津市に存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

また、議会に報告した文書について、異議申立人が証拠として提出した議事録(昭和58年7月4日大津市議会6月定例会会議録(第8号)60ページから69ページ)の写しには、当該文書の記録が確認された。しかしながら、本件請求事件に係る事案についてはそれ以降の本会議及び常任委員会の議事録では議会に報告された事実は確認されず、また、全員協議会においては本件事案が取り上げられた可能性を否定することはできないが、当時は記録の作成されていない会議であったため、議会に報告された事実を確認することはできなかった。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、上記1から2までにおいて説明したもの以外にも、種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月29日	諮問書の受理
平成25年 1月31日	異議申立ての概要説明 異議申立人からの意見陳述 実施機関からの事情聴取 調査 審議
平成25年 3月14日	審議
平成25年 6月27日	審議
平成25年 8月12日	答申